

令和 6 年度小城市物価高騰対策給付金 (1世帯10万円) のご案内

※受給には手続きが必要です

- 物価高騰対策給付金は、価格の高騰の影響が大きい、令和 6 年度新たに住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯となった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1 世帯あたり10万円 ※世帯の人数を問わず10万円

給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。
※申請書の場合は、さらに時間を要する可能性があります。

支給対象について

令和 6 年 6 月 3 日時点で小城市に住民登録があり、
**令和 6 年度新たに住民税が非課税または均等割のみ課税となった世帯
(世帯全員が住民税の所得割額がゼロである世帯)**

※世帯全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯は支給対象外です。

※住民税が未申告である世帯は、税の申告が必要です。

※令和5年度住民税非課税世帯への給付(7万円)及び令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付(10万円)の給付対象世帯は対象外です。(注) 未申請・辞退となった世帯についても対象外です。

手続きについては裏面をご確認ください。

必要な手続き

【確認書が届いた世帯】

令和6年6月3日時点で小城市に住民登録があり、世帯の課税状況が確認できた対象世帯に対し「確認書」を発送します。

- ・給付金を受け取るには「**確認書**」の提出が必要です。
- ・支給要件を確認し、必要事項を記載してください。
- ・必要に応じて、添付書類（本人確認書類の写し、口座確認書類）を添付してください。

提出期限は令和6年10月31日(木)（必着）です。

【申請書が届いた世帯】

令和6年1月2日以降に小城市に転入した世帯や、世帯の中に未申告の人がいる場合など、市で税情報が確認できない世帯には「申請書」を発送します。

- ・給付金を受け取るには、「**申請書**」の提出が必要です。
- ・世帯全員の課税状況を確認し、支給の対象になるか確認していただく必要があります。（※住民税が未申告の方は、申告をしていただく必要があります。）
- ・申請書に必要事項を記入して、添付書類（本人確認書類の写し・口座確認書類の写し・令和6年1月1日時点でお住まいだった自治体が発行する令和6年度住民税課税証明書又は住民税非課税証明書（※世帯全員分））と一緒に提出してください。

提出期限は令和6年10月31日(木)（必着）です。

 物価高騰対策給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



問い合わせ先

小城市役所 社会福祉課 地域福祉係 ☎: 0952-37-6107
(受付 8:30~17:15 ※土、日、祝日を除く)